

認可保育所 実施予定者募集要項

令和10年4月開設分

募集期間：令和8年7月15日～令和8年8月14日

事前協議：令和8年7月1日～令和8年7月31日

上尾市 こども未来部 保育課

目次

1. はじめに	1
2. 募集内容及び概要.....	2
(1) 募集事業	2
(2) 募集対象	2
(3) 募集地域	2
(4) 応募資格	3
(5) 利用定員	3
(6) 開所時間	3
(7) 事業に当たっての基準等.....	3
(8) 選定方法	4
3. 応募手続き	4
(1) 募集要項等の公表.....	4
(2) 事前協議	4
(3) 応募書類の受付.....	6
(4) 質問票の受付	7
(5) 全体の流れ	7
4. 整備・運営に関する諸条件.....	8
(1) 近隣住民説明	8
5. 選定方法・選定基準.....	9
6. その他の留意点	9
7. 問い合わせ先	10

1. はじめに

平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。上尾市では、子ども・子育て支援法に基づき「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的な保育施設整備を進めてまいりました。

さらに、令和5年度には『上尾市保育環境整備計画』を策定し、毎年、保育需要を見直しております。同計画で見込んだ需要に対し、保育の提供枠数が不足する場合、保育施設を整備しております。

需要の見直しの結果、今回は上平地区において認可保育所を整備したく、事業者を募集します。

2. 募集内容及び概要

(1) 募集事業

施設類型	認可保育所
開設年月	令和10年4月
財源	就学前教育・保育施設整備交付金を活用し、一部補助
整備施設数	1施設

(2) 募集対象

認可保育所の設置を希望する者。

※埼玉県の認可基準上、法人のみが対象となります。

(3) 募集地域

上尾市上平地区（下記画像の赤い線内）



(4) 応募資格

応募するには、次の要件を満たす必要があります。

- ①保育事業に熱意と理解を持ち、本事業の運営を適切に行う能力を有すること。
- ②安定的な経営を行うことができ、児童が心身共に健やかに育成されるよう尽力できること。
- ③上尾市の保育事業の一翼を担う認可保育事業であることを十分理解し、市が行う保育行政に積極的に協力できること。
- ④社会福祉法、児童福祉法、国の通知、条例等の関係法令を遵守し、上尾市の指導に従うことができること。
- ⑤児童福祉法第35条第5項第4号のいずれにも該当していないこと。
- ⑥子ども・子育て支援法第40条の規定する特定教育・保育施設の確認の取消し事由に者に該当していないこと。

(5) 利用定員

合計75人以下

※現在、上尾市では特に1歳児の保育需要が高い傾向にあることや、市の待機児童数等を考慮し、事業所の定員設定について、審査において評価に反映します。

※設定された定員までの児童の利用を約束するものではありません。

(6) 開所時間

11時間以上開所することとし、その他必要に応じ、上尾市との協議に応じていただきます。

※土曜日閉所及びお盆等の事業所都合の休所日がある場合は、審査において評価に反映します。

(7) 事業に当たっての基準等

埼玉県保育所設置認可基準、児童福祉法施行条例、上尾市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の他、建築基準法、消防法、都市計画法等や埼玉県及び上尾市で定めている条例・規則等を遵守してください。

(8) 選定方法

①選定方法と選定基準

選定は、別に定める基準に従い行います。選定基準については「5. 選定方法・選定基準」をご確認ください。

②選定結果と公表

選定結果は、応募者に文書で通知します。

3. 応募手続き

(1) 募集要項等の公表

- ア 公表期間 令和8年7月から
- イ 公表方法 上尾市ホームページに、募集要項及び公募申込書等の様式類を掲載

(2) 事前協議

今回の応募にあたり事前協議を必須といたします。応募をお考えの場合は、あらかじめご連絡の上、ご来庁ください。(ご連絡がない場合には、事前協議をお受けできません。)

- ア 実施期間 令和8年7月6日(月曜日)～令和8年7月31日(金曜日)
(土曜日・日曜日・祝日を除く。) ※期間・時間厳守
- イ 実施時間 午前 9時00分から10時00分
10時30分から11時30分
午後 1時30分から 2時30分
3時00分から 4時00分
※事前相談は1回につき60分までとさせていただきます
- ウ 持ち物 事業所開設予定場所の地図、施設の図面等をご持参ください

エ 留意事項

事前協議で下記のいずれかに該当する場合、設置希望申込を認めません。

- ・直近5年間で死亡事故や運営費の不正受給等の重大な問題を起こした
- ・建物の建築にあたり接道義務を満たすにはセットバックが必要であり、かつ、セットバック手続きを完了できる見込みがない
- ・保育室等の有効面積が基準を下回っている
- ・調理室、便所等の必要設備を設けていない
- ・代替園庭を含め、屋外遊技場の有効面積が基準を下回っている

オ 設置希望申込

事前協議で問題ないと判断され、かつ、施設設置意向がある場合、設置希望申込をしてください。

(3) 応募書類の受付

- ア 受付期間 令和8年7月15日（水曜日）～令和8年8月14日（金曜日）
（土曜日・日曜日・祝日を除く。）※期間・時間厳守
- イ 受付時間 午前9時00分から午前11時30分
午後1時00分から午後4時30分
- ウ 受付場所 上尾市こども未来部保育課（市役所本庁舎5階）
- エ 提出物 ①認可保育所 施設公募申込書
②施設調書
③認可保育所 チェック表
④誓約書
⑤法人の登記簿、定款、直近3年間分の決算書
⑥法人代表者の経歴書
⑦整備年度及び開設初年度の収支予算書
⑧口座残高証明書
⑨職員の賃金に関する内部規定
⑩他の施設の運営実績がわかる資料
⑪図面（配置図、平面図、立面図）
⑫施設管理者（予定でも可）の経歴書
⑬近隣住民への説明資料
- オ 提出方法 受付場所まで、直接ご持参ください。また、紙での提出に加え、データを「7. 問い合わせ先」にあるメールアドレスまで、タイトルを「認可保育所公募に関する応募書類」としてお送りください。
※データの提出の当たっては、オンラインストレージサービスの使用はご遠慮ください。
- カ 提出部数 書面1部及び別途指定した書類データ
応募書類は、A4版2穴ファイルに綴じてください。項目名を記した仕切り紙にインデックスをつけ、その後ろに資料を綴じてください。

(4) 質問票の受付

質問については、上尾市保育課ホームページに掲載している質問票により受け付けます。質問がある場合は、「7. 問い合わせ先」にあるメールアドレスまで、タイトルを「認可保育所公募に関する質問」としてお送りください。

質問及び回答については、質問者を伏せたうえで、上尾市保育課ホームページ上で公表する場合があります。

(5) 全体の流れ

時期	上尾市	事業者
令和8年7月	公募情報をホームページにて公表	
		事前協議の予約
	事前協議	事前協議
		周辺住民説明①
令和8年8月		申込書類提出
	審査・結果通知	
	事業者決定	
		周辺住民説明②
令和9年1月	埼玉県との事前協議	埼玉県との事前協議
令和9年2月		周辺住民説明③
令和9年6月	埼玉県児童福祉審議会認可部会	周辺住民説明④
		整備補助金交付申請
令和9年8月		建設工事入札
		建設工事開始
		周辺住民説明⑤
令和9年12月		認可申請
		確認申請
令和10年3月	事業認可通知書受領	
	確認通知	
令和10年4月		事業開始
令和10年5月	補助金支払い	

4. 整備・運営に関する諸条件

(1) 近隣住民説明

下記を参考に周辺住民説明の実施をお願いいたします。近隣住民への説明の実施状況について、審査において評価に反映します。

	時期	内容
周辺住民説明①	事前協議から 申込書類提出前	応募予定地の自治会長等に対し、本件について市へ申込を行うことを説明するとともに、近隣住民への周知方法等について確認や相談を行い、近隣住民への説明も行ってください。
周辺住民説明②	採択後	整備予定地の自治会長等に対し、①本件計画が市に採択されたこと、②令和10年4月開設予定であること、③埼玉県との事前協議に進むことを説明するとともに、近隣住民への周知方法等について確認や相談を行い、近隣住民への説明も行ってください。
周辺住民説明③	県との事前協議 後	整備予定地の自治会長等に対し、埼玉県との事前協議が終了し、本件計画が進むことを説明するとともに、必要に応じ近隣住民への説明も行ってください。
周辺住民説明④	児童福祉審議会 後	埼玉県児童福祉審議会認可部会の結果、本件計画を進めて問題がないとなった場合、その旨を整備予定地の自治会長等に対し説明するとともに、必要に応じ近隣住民への説明も行ってください。
周辺住民説明⑤	着工前	本件整備に係る工事の着手前に近隣住民に対し、工事等のスケジュールや担当者の連絡先、工事車両の通行等について周知してください。

5. 選定方法・選定基準

- ・提出書類について、選定基準に基づき、客観的評価を行います。
- ・記載内容の不足により審査が不可能な場合や審査において追加で確認したい内容がある場合には、追加書類の提出を求めることがあります。
- ・書類補正に非対応の場合（提出書類が不足している場合を含む。）、実施事業者として選定いたしません。

※審査基準は別紙をご確認ください。

6. その他の留意点

- (1) 今回の募集に係る一切の費用は、応募者の負担とします。
また、建築確認申請を含めた事業所整備に係る費用及び開設前の職員の研修費等事業者の運営に係る費用は全て応募者の負担とします。
- (2) 提出された書類は、返却しません。
また、提出期限後の提出書類の差替え及び再提出は、誤字・脱字等の修正を除き、原則、認めません。ただし、事業実施予定者の選定等に当たって確認が必要とされた場合、追加・補正資料の提出を求める場合があります。
- (3) 法人の本店（本部）、事業所開設予定場所及び現在経営している施設等の現地確認を行う場合があります。
- (4) 次のいずれかに該当する場合は、失格となる場合があります。
 - ア 応募書類等が提出期限に遅れて提出されたとき。
 - イ 応募書類等が本募集要項に記載の要求基準を満たさない（提出書類、記載内容に不足がある等）とき。
 - ウ 応募書類等に虚偽の記載がある等重大な瑕疵があったとき。
 - エ 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
 - オ その他、関係法令及び本要項に違反すると認められるとき。
- (5) 公募の公平性を期すため、担当者等に対して自らの応募書類・提案内容に係る優劣等の質問や審査内容に係る問合せは、ご遠慮ください。
- (6) 提出された書類は、上尾市情報公開条例の対象となり、請求により開示する場合がありますので、ご承知おきください。
- (7) 他の法人からの贈与を見込む場合や、法人財産の取崩しを行う場合であって、当該法人が認可法人であるときは、当該法人の所轄庁の証明、許可等を受けてください。
- (8) その他必要に応じ、関係機関（官公庁・金融機関等）へ問合せを行うことがあります。
- (9) 審査の結果、事業実施予定者として選定された場合であっても、その後、本要項、添付資料及び条例等の関係規程に基づいた事業所整備を行えなかった場合あるいは故意または過失による重大な瑕疵が判明した場合、本事業実施予定者としての地位を取り消す場合があります。

- (10) 事業実施予定者として選定された後の事業計画の変更については、サービスの向上につながるものや事業所の実施設計に伴うもの、天災等やむを得ないもので評価に影響を与えないもののみ、市と協議の上、認める場合があります。
ただし、重要な事項（整備場所、寄附金、管理者予定者等）の変更は原則として認めません。
- (11) 事業所の名称については、その公益性と中立性に鑑み、特定個人等を顕彰するような名称とならないよう十分考慮してください。また、利用者等の混乱を避けるため、市内に既存する施設や事業所の名称と類似の名称は避けてください。
- (12) 本募集要項の記載内容については、制度改正に伴い変更する場合があります。
- (13) 不測の事態により事業の実施が困難となった場合、募集を中止することがあります。

7. 問い合わせ先

上尾市こども未来部保育課 管理担当

電話：048-775-5044

Mail：s172300@city.age.lg.jp

※質問については、質問票に記載の上、保育課へメールをしてください。

（タイトルを「認可保育所公募に関する質問」としてお送りください。）